

保険かわら版

摘要欄へのコード入力開始

医科・歯科ともに

10月診療分より開始

医科・歯科ともに、電子レセプトによる請求(オンライン請求、CD-R等の電子媒体による請求)を行っている場合は、2018年10月診療分より、レセプト摘要欄の記載の一部をフリーコメントではなくコード番号で入力(選択)することになる。

4月診療報酬改定に伴い、レセプトの記載要領も一部改正され、摘要欄に記載が必要なコメントのうち「レセプト電算処理システム用コード」があるものについては、該当するコードを選択することとされた。4月改定以降、既にコードによる選択に対応していたレセコンもあるが、10月より全面的に開始される。

レセプト電算処理システム用コード

とコードに対応するレセプト表示文言は、記載要領通知の別表I「診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧」として医科・歯科それぞれ規定されている。各院所で使用しているレセコンでどのように入力すればよいかはレセコンメーカーにも確認の上、対応されたい。

なお、コードが付されていない記載事項(検査等の算定日、疾患の発症日、初回算定日、医療上の必要性等)はコードによる入力ではなく、これまで通りフリーテキスト等を使用しての記載となるため、これらも記載漏れがないよう、引き続き注意が必要だ。

別表Iは、協会HP又は医科開業医会員に配布済みの「保険診療の手引2018年4月版」(P1783～)等で確認できる。なお、書面による請求の場合は、10月以降もコードを記載する必要はなく、別表Iで示されているものと同趣旨のコメントが記載されていればよい。

別表I 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧 (歯科) (抜粋)

項番	区分	診療行為名称等	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言
2	A000	初診料	(健康診断の結果に基づき治療を開始する場合において、初診料を算定しない場合)健康診断の結果に基づき治療を開始した旨を記載すること。	820100300	健康診断の結果に基づき治療開始
			(歯科疾患管理料を算定した患者について、再度初診料を算定する場合)当該患者の前回治療年月日を記載すること。なお、治療終了後2月以内に、予想しなかった外傷等により当初の管理計画の対象となっていた疾患とは異なる疾病が生じたことにより初診料を算定する場合は、その理由を記載すること。		
131	M018	有床義歯	(残根上に義歯を装着した場合)残根上の義歯と記載すること。	820100356	残根上義歯
			(人工歯料の算定に当たって、同一組の人工歯料を月をまたがって分割使用し、既に請求済である場合であって、当該月には人工歯料の請求がない場合)人工歯料請求済と記載すること。	820100357	人工歯料請求済
			(欠損歯数と補綴歯数が一致しないため、算定点数が異なる場合)欠損歯数と補綴歯数の不一致の旨を記載すること。	820100358	欠損歯数と補綴歯数の不一致
			(小児義歯に係る費用を算定する場合)装着部位及び小児義歯が必要となった疾患名又は必要となった理由を記載すること。		

*「記載事項」欄における括弧書は、該当する場合に記載する事項であること。

長野、松本、佐久、伊那の4地区結ぶweb会議にて開催。19:30～22:00出席役員:宮沢会長、市川、林(春)、奥山各副会長、後藤、林(賢)、布山、伊佐津、米田、多田、池上各理事、宮沢事務局長、議長:奥山副会長

■報告・承認事項

1. 前回議事要録の確認・・・7月度理事会の議事要録を承認した。
2. 会務報告・会計報告・・・7月度は入会3名、退会1名であった。◇歯科施設基準研修会、医科保険診療の手引説明会の参加状況が報告される。
3. 2017年度決算報告・・・2017年度決算について会計監査を実施、適正に運営されている旨の報告書が提出された。
4. 会計報告・・・5月度会計報告を承認した。

■協議事項

1. クイズチラシ、患者署名の取組・・・9月

理事会便り

8/27理事会の決定事項等

から取組み、12月末を第1次締切とする。◇患者署名の目標を1万筆とする。◇クイズチラシは他団体にも活用を呼び掛ける。特に老人クラブや介護施設には、歯の供養祭の案内などともセットで協力を依頼する。

2. 後期高齢者負担2倍化一点共闘の運動・・・長野の社保協では、加盟団体へ署名(案)の協力呼び掛けがされており、協会でも取り組むこととした。
3. 「憲法・いのち・社会保障守る10.11国民集会」・・・従来通り県医師会、歯科医師会に協力依頼をしていく。
4. 地域関連の課題・・・地域医療構想における病床数の見直しについて長野県の状況などを報告・協議。◇8月から子ども医療費の現物給付化について状況が報告された。なお県下統一的に

保険医年金の募集期間中(10/25まで)

保険医年金の募集が9月1日から開始しており、今期の募集は10月25日までとなっております。現在の予定利率は1.259%で、昨年度は配当率0.097%を含めた運用実績が1.356%となりました。

本制度は、毎月コツコツ積み立てる月払(1口1万円以上限30口)と余裕資金をまとめて貯める一時払(1口50万円1回2,000万円上限)があります。加入から5年以上経過すれば、申し出た時から10年、

15年、20年の期間を選択し、年金として受給することができます。また、急な出費が必要な場合には、口数単位で一時金として請求できますので、将来の使い道は多様です。



協会に登録された生保職員が普及員証を提示の上訪問致しますので、是非ご見のうえ、詳しくお聞きください。なお、直接保険医協会にお電話(026-226-0086)頂いても構いませんので、ご検討頂きますようお願い致します。

2017年度決算報告

8月9日に会計監査が行われ適正であるとの報告を受け、8月27日の理事会にて2017年度決算が

承認された。2017年度は歳入小計が93,060,806円、歳出小計が91,384,063円となり期間内収支差額は1,676,743円となった。なお、来年度への繰越金は78,929,652円となった。

経営 電話相談



県保険医協会の「税務・経営電話相談」は、顧問税理士の土屋信行氏により、次の通り実施しています。

- ◆平日の受付時間
10:00～12:00、13:00～16:00
- ◆受付電話 0269-33-3265
(しらかば会計事務所)

なお、土屋税理士(写真)が不在の場合は会員である旨と連絡先を伝言下さい。改めて税理士の方から連絡を致します。



原稿募集

医療・社会保障全般、時局での論評や意見など幅広く原稿を募集中!★原稿等は1面「題字」左の本紙発行元まで各種通信手段で。掲載分については図書カード2千円分を贈呈。

完全無料化とする方向で運動をすすめる。◇国保都道府県化に伴う、市町村の保険料の試算結果の報告。

5. 知事選の評価と知事要請・・・3選を果たした阿部知事の本会のアンケート結果の特徴について報告。県知事要請を行うこととし、次回理事会で具体的な要望項目を協議する。

■その他

1. 会員等の理事会等への参加について・・・会員から理事会へのオブザーバー参加の希望があった場合の運営申し合わせを確認した。
2. 歯科衛生士アンケート・・・実施等については歯科部会で討議することを確認した。
3. 開業医共済協同組合への理事推薦について・・・理事推薦について、長野県保険医協同組合の理事会において選出する手続き方法であることが説明、確認された。

活動日誌

- 7/10 歯科部会
- 7/13 社会保障推進協議会(以下社保協)運営委員会・国保部会
- 7/17 医科保険委員会
- 7/19 保団連歯科社保部会が電話会議で
- 7/22 北信越ブロック会議が富山で/歯科施設基準対応講習会が長野で
- 7/23 理事会(450号6面参照)
- 7/29 歯科施設基準対応講習会が松本で
- 7/30～8/1「在宅医療点数の手引」編集作業が京都で
- 8/2 北信越ブロック事務局長会議がweb会議で
- 8/3 社保協事務局会議/福祉医療給付制度の改善をすすめる会
- 8/4 保団連歯科理事会在東京で
- 8/5 保団連理事会が東京で
- 8/10 社保協運営委員会
- 8/22「保険診療の手引」説明会(長野)

長野県保険医協会の会員数

1,359名(医科752名、歯科607名)
9月1日現在